

議案第48号

三次市学校運営協議会設置規則の一部を改正する規則案について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定により，三次市学校運営協議会設置規則（令和3年三次市教育委員会規則第7号）の一部を改正する規則案について，議決を求める。

令和8年2月6日提出

三次市教育委員会教育長 迫 田 隆 範

三次市教育委員会規則第 号

三次市学校運営協議会設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

三次市教育委員会教育長 迫 田 隆 範

三次市学校運営協議会設置規則の一部を改正する規則

三次市学校運営協議会設置規則（令和3年三次市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「中学校区」の次に「又は小学校区」を加える。

第2条中「中学校区ごと」を「中学校区又は小学校区」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

三次市学校運営協議会設置規則の一部を改正する教育委員会規則（案）
新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（目的） 第1条 この規則は，地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について，必要な事項を定めることにより，三次市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び中学校区又は小学校区の校長の権限と責任の下，保護者及び地域住民等が学校運営に適切に参画することを促進し，学校と保護者及び地域住民等との信頼関係を深め，学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むことを目的とする。</p> <p>（設置） 第2条 教育委員会は，前条の目的を達成するため，その所管に属する中学校区又は小学校区に協議会を置くものとする。</p>	<p>（目的） 第1条 この規則は，地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について，必要な事項を定めることにより，三次市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び中学校区_____の校長の権限と責任の下，保護者及び地域住民等が学校運営に適切に参画することを促進し，学校と保護者及び地域住民等との信頼関係を深め，学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むことを目的とする。</p> <p>（設置） 第2条 教育委員会は，前条の目的を達成するため，その所管に属する中学校区ごと_____に協議会を置くものとする。</p>

改正

令和5年9月26日教育委員会規則第3号

三次市学校運営協議会設置規則

(目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定めることにより、三次市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び中学校区又は小学校区の校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等が学校運営に適切に参画することを促進し、学校と保護者及び地域住民等との信頼関係を深め、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むことを目的とする。

(設置)

第2条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、その所管に属する中学校区又は小学校区に協議会を置くものとする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第3条 協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）の校長は、次の各号に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 学校運営に関すること。
- (2) 教育課程の編成に関すること。
- (3) 学校と保護者、地域住民等との連携による教育の充実に関すること。
- (4) その他対象学校の校長が必要と認めること。

2 対象学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うこととする。

(意見の申出)

第4条 協議会は、対象学校の運営に関することについて、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項に関して別に定める規定により、教育委員会を經由し、広島県教育委員会に対して意見を述べることができる。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、対象学

校の校長の意見を聴取するものとする。

(学校運営等に関する評価)

第5条 協議会は、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(住民の参画の推進等のための情報提供)

第6条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、次の各号に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(1) 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する、児童、生徒の保護者等の理解を深めること。

(2) 対象学校と前号に掲げる者との連携及び協力の推進に資すること。

(委員の任命)

第7条 協議会は、20名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、対象学校の校長のほか、次の各号に掲げる者のうちから対象学校の校長が推薦し、教育委員会が任命する。

(1) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者

(2) 対象学校の校区内の地域住民

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 対象学校の教職員

(5) 学識経験者

(6) その他、教育委員会が適当と認める者

3 委員の辞任等により欠員が生じた場合には、教育委員会は新たな委員を任命するものとする。

4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号に規定する特別職の地方公務員の身分を有する。

(守秘義務等)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。

(3) その他、協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

(任期)

第9条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 第7条第3項により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第10条 委員の報酬は、三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年三次市条例第66号）別表第1に掲げる額とする。

(会長及び副会長)

第11条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第12条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が開催日前に議案を示して招集する。ただし、緊急を要する場合には、この限りでない。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(会議の公開)

第13条 協議会は、公開とする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(研修)

第14条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任並びに委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正運営を確保するための必要な措置)

第15条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(委員の解任)

第16条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。

- (1) 本人から辞任の申出があった場合
- (2) 第8条の規定に反した場合
- (3) その他、解任に相当する事由が認められる場合

2 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この規則の施行日前においても、必要な準備行為を行うことができる。

(最初の会議の特例)

3 協議会を設置した後、最初に開催される会議は、第12条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

(経過措置)

4 当分の間、この規則の規定にかかわらず、三次市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則（平成16年三次市教育委員会規則第13号）の規定によりなされた手続、処分その他の行為は、なおその効力を有する。

附 則（令和5年9月26日教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。